博物館の登録に係る提出書類について

１．登録に係る添付資料と例

種別			提出書類（博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関する要領」）より	提出書類の具体例	関連法令等
申請書			博物館登録申請書（※登録博物館は、第１号様式。相当施設は別記第９号様式）		博物館法第 12 条
添付書類	※登録博物館のみ※	公立	① 博物館の設置条例 又は 登記事項証明書(地方独立行政法人)		博物館法第 13 条第 1 項第 1 号イ
添付書類	※登録博物館のみ※	私立	① 法人の登記事項証明書		博物館法第 13 条第 1 項第 1 号ロの(1)～(3)
添付書類	※登録博物館のみ※	私立	② 収支計画書等	申請年度の収支がわかる予算表	博物館法第 13 条第 1 項第 1 号ロの(1)～(3)
添付書類	※登録博物館のみ※	私立	③ 民事再生法による民事再生手続又は会社更生による会社更生手続を受けていないことを宣誓する書類	※任意様式（代表者名で“左記の内容を誓う”旨があること）	博物館法第 13 条第 1 項第 1 号ロの(1)～(3)
添付書類	※登録博物館のみ※	私立	④ 博物館の運営を担当する役員の経歴を示す書類	※任意様式(役員が博物館の運営のために必要な知識又は経験を有していることを示す内容（関連する経歴等）の記載があること。	博物館法第 13 条第 1 項第 1 号ロの(1)～(3)
添付書類	※登録博物館のみ※	私立	⑤ 反社会的勢力に該当せず、及び反社会的勢力と関係がないこと等を宣誓する書類	※任意様式（代表者名で“左記の内容を誓う”旨があること）	博物館法第 13 条第 1 項第 1 号ロの(1)～(3)
添付書類	登録博物館・指定施設／公立・私立共通		① 館則の写し	目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたもの	博物館法第 12 条第 2 項
添付書類	登録博物館・指定施設／公立・私立共通		② 登録を取り消され、その取り消しの日から２年を経過しないものでないことを宣誓する書類	※任意様式（代表者名で“左記の内容を誓う”旨があること）	博物館法第 13 条第 1 項第 2 号
添付書類	登録博物館・指定施設／公立・私立共通		③ 博物館運営の基本的な方針を示した書類及び当該方針の公表方法を示した書類	【方針】当該施設独自の基本運営方針 【公表方法】年報（該当箇所）、ウェブサイト（該当箇所）	体制の基準（1）
添付書類	登録博物館・指定施設／公立・私立共通		④ 博物館資料の収集及び管理の方針を示した書類	年報等に記載があれば、その提出でも可。動物園・水族館等の資料が主体にあっては、飼育展示生物のインベントリーなど。	体制の基準（2）
添付書類	登録博物館・指定施設／公立・私立共通		⑤ 博物館資料目録（第２号様式・第７号様式）	内訳は別冊子等でも可。※登録博物館は、第２号様式、指定施設は第７号様式を使用する。	体制の基準（3）
添付書類	登録博物館・指定施設／公立・私立共通		⑥ 展示、調査研究、学習機会の提供等の事業の計画又は実績を示す書類	【計画】事業計画書 等 【実績】事業報告書、図録等 ※年報等に記載があれば、その提出でも可。	体制の基準（4）～（6）
添付書類	登録博物館・指定施設／公立・私立共通		⑦ 職員への研修の実施計画又は実績	【計画】事業計画書等 【実績】事業報告書等 ※年報等に記載があれば、その提出でも可。	体制の基準（7）
添付書類	登録博物館・指定施設／公立・私立共通		⑧ 職員名簿（第３号様式）		職員の基準（1）～（3）
添付書類	登録博物館・指定施設／公立・私立共通		⑨ 学芸員資格証明書写し	大学が発行する学位取得証明書及び博物館に関する科目の単位取得証明書等の写し	職員の基準（2）

		⑩　博物館の事業に用いる建物及び土地の図面	施設配置図、完成図（施工図）等	施設の基準（１）
		⑪　防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類	案内図、パンフレット、消防計画、警備計画、防災計画、危機管理マニュアル、ハザードマップ等。 ※１　非常時の文化財や人の避難動線がわかるもの。 ※動物園、水族館等で特定動物（人の生命、身体、財産に害を加えるおそれのある動物）を飼養している場合は、特定動物飼養・保管許可証。	施設の基準（２）・（３）
		⑫　多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類	パンフレット、案内図、合理的配慮マニュアル等。ウェブサイトなどで公表している場合は、該当箇所。 ※設備や機器の整備だけでなく、人的な対応も可。	施設の基準（４）

２．登録に係る基準（「博物館の登録等に関する規則」より）

基準	事　項
体制に関する基準	（１）　博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するとともに、基本的運営方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること。
	（２）　基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。
	（３）　前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
	（４）　一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。
	（５）　単独で又は他の博物館若しくは法第３条第１項第 12 号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。
	（６）　博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
	（７）　法第７条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。
職員に関する基準	（１）　基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。
	（２）　学芸員が置かれていること。
	（３）　基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。
施設及び設備に関する基準	（１）　博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
	（２）　防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
	（３）　博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
	（４）　高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

博物館法（抜粋）

（登録の申請）

第十二条

［第１項　割愛］

２　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し

二　次条第一項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類

三　その他都道府県の教育委員会の定める書類

（登録の審査）

第十三条　都道府県の教育委員会は、登録の申請に係る博物館が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該博物館の登録をしなければならない。

一　当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。

イ　地方公共団体又は地方独立行政法人

ロ　次に掲げる要件のいずれにも該当する法人（イに掲げる法人並びに国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十一条第一項及び第六項において同じ。）を除く。）

（１）　博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。

（２）　当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。

（３）　当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。

二　当該申請に係る博物館の設置者が、第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。

三　博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

四　学芸員その他の職員の配置が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

五　施設及び設備が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

六　一年を通じて百五十日以上開館すること。